

# 障害福祉サービス 集団指導

## スクリーン資料

(届出・申請関係、運営上の注意点)

令和7年3月17日(月)

障害福祉課 障害福祉G 指定担当

特定事業所加算に係る算定要件の概要について

番号	算定要件(概要)	I	II	III	IV
①-ア	個別の居宅介護事業者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い研修を実施している又は実施することが予定されている。	○	○	○	-
①-イ	全てのサービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。	-	-	-	○
②	従業者の技術指導等を目的とした会議を定期的開催している。	○	○	○	○
③	サービス提供責任者と居宅介護従業者との間の情報伝達及び報告体制を整備している。	○	○	○	○
④	サービス提供責任者が行動援護計画等の作成及び利用者に対する交付の際、関係機関と連絡及び調整を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。(行動援護のみ)	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1
⑤	全ての従業者に対する健康診断等の定期的な実施体制を整備している。	○	○	○	○
⑥	緊急時等における対応方法を利用者にも明示している。	○	○	○	○
⑦	新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施している。	○	○	○	○
⑧	従業者の資格割合等に関する要件を満たしている。	○	△ ※2	-	-
⑨	サービス提供責任者の実務経験に関する要件を満たしている。	○	△ ※3	-	-
⑩-ア	複数のサービス提供責任者の配置が必要な場合、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置している。	○	△ ※3	-	-
⑩-イ	基準上必要なサービス提供責任者の数が2人以下の事業所で、常勤のサービス提供責任者を配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。	-	-	-	○
⑪-ア	前年度又は前3月の期間における利用者(同行援護及び行動援護は、障害児を除く。)の総数のうち、障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者(登録事業者に限る。)、重症心身障害児等(居宅介護のみ)、並びに行動関連項目合計点数が18点以上である者(行動援護のみ)の占める割合が30%以上である。	○ ※4	-	○ ※4	-
⑪-イ	前年度又は前3月の期間における利用者(同行援護及び行動援護は、障害児を除く。)の総数のうち、障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者(登録事業者に限る。)、重症心身障害児等(居宅介護のみ)、並びに行動関連項目合計点数が18点以上である者(行動援護のみ)の占める割合が50%以上である。	-	-	-	○ ※5

※ ※1について、令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所は、令和9年3月31日までの間、従前の例によることができる。

※ 特定事業所加算(II)の人材要件については、⑧(△※2)または⑨及び⑩ア(△※3)のどちらかを満たしていればよい。

※ 特定事業所加算(I)(III)の重度障害者対応要件の(○※4)について、令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所は、令和9年3月31日までの間、従前の例によることができる。

※ 特定事業所加算(IV)の重度障害者対応要件の(○※5)について、令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所は、令和9年3月31日までの間、従前の例によることができる。

※ それぞれの詳細については、留意事項等を必ずご確認ください。

# 共同生活援助の平均利用者数について

## 原則

平均利用者数＝前年度の全利用者の延べ利用日数÷前年度の開所日数

## 新設・増改築で定員増

(1) 定員増時点から6か月未満(実績なしも含む)

平均利用者数＝定員の90%

(2) 定員増時点から6か月以上1年未満

平均利用者数＝直近6か月の延べ利用日数÷6か月の開所日数

(3) 定員増時点から1年以上

平均利用者数＝直近1年間の延べ利用日数÷1年間の開所日数

## 定員の減少

3か月以上

平均利用者数＝直近3か月の延べ利用日数÷3か月の開所日数

※留意事項通知 第二

1 通則 (5)加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について 参照

**【例】【共同生活援助の場合】R6.4.1に新規指定【A住居】、R6.10.1に【B住居】を住居追加した場合**

**【A住居】**

	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
世話人	定員の9割の平均利用者数 により算出						前6か月の平均利用者数 により算出						前年度(R6.4～R7.3)の平均利用者数により算出											
生活 支援員	届け出により提出した利用者 区分により算出						前6か月の平均利用者区分 により算出						前年度(R6.4～R7.3)の平均利用者区分により算出											

**【B住居】**

	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
世話人							定員の9割の平均利用者数 により算出						前6か月の平均利用者数 により算出						前1年の平均利用者数 により算出					
生活 支援員							届け出により提出した利用者 区分により算出						前6か月の平均利用者区分 により算出						前1年の平均利用者区分 により算出					

上記の場合、A住居とB住居ともに前年度の実績ができるR8.3まではA住居とB住居それぞれで必要な世話人と生活支援員を算出する必要がある。

A住居とB住居それぞれで算出した世話人および生活支援員を合算した数が事業所として必要な世話人および生活支援員となる。

# サービス管理責任者の要件について

研修修了要件と実務経験要件の両方を満たす必要があります。

## 研修要件

以下のどちらかを満たす必要があります。

①相談支援従事者初任者研修  
(講義部分)



サービス管理責任者基礎研修



サービス管理責任者実践研修

②相談支援従事者初任者研修  
(講義部分)



旧体系のサービス管理責任者研修



サービス管理責任者更新研修

# サービス管理責任者の要件について

研修修了要件と実務経験要件の両方を満たす必要があります。

## 実務経験要件

P.29 サービス管理責任者の要件に係る実務経験一覧表(別表)にて、  
該当者が実務経験を有しているか確認してください。

注意

実務経験証明書において、相談支援業務あるいは直接支援業務に従事していることが確認できるかご注意ください。  
業務内容が曖昧で実務経験の有無が判別できない場合は、再度の提出を求める場合があります。

注意

管理者のみの従事期間は実務経験に参入できません。  
管理者と直接(相談)支援業務と兼務している期間は参入可能です。

# 実務経験証明書の注意点について(具体例)

(参考様式4)

## 実務経験証明書

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市長

法人所在地  
法人の名称  
代表取締役  
電話番号  
(担当者名・連絡先)

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日 年 月 日)
現住所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別 ( )
業務期間	年 月 日～ 年 月 日 ( 年 月間)
従事日数	( 日)
業務内容	職名 ( ページ )

注1 施設又は事業所名欄には、知的障害者更生施設等の種別も記入すること。  
 注2 業務期間欄は、受取申込者が要援対象者に対する直接的な援助を行っていた期間を記入すること。  
 [虐待・虐待・虐待体験や虐待研究期間等は業務期間となりません]  
 現在、既に必要とする実務経験期間を満たしている場合は、実務経験証明書作成日までの期間または、退避した日までの期間を記入してください。  
 注3 業務内容欄は、看護師、生活指導員等の職名を記入し、受取申込者の本来業務について、若人ライオンサービス事業における口読業務、口読実習業務の口読業務の口読業務を具体的に記入すること。  
 また、実務経験の職種等において介護業務を行った場合は明記し、当該職種が介護職種として許可を受けた年月日を記入すること。  
 注4 障害福祉サービス事業者等の指定申請書又は変更届出書等に本書を添付して市に提出された際に、確認のため市から証明書の発行事業者に照会をさせていただく場合があります。

[指定等申請・変更等届出事業者記入欄]

## ・職名についての注意点

管理者兼生活支援員

管理者/生活支援員

## ・業務内容についての注意点

施設における介護業務

施設における現場職員

# サービス管理責任者のOJT期間短縮について

基礎研修受講時点で実務経験要件を満たしている方は、事業所が変更届を提出することで、OJT期間が6月以上に短縮される場合があります。(通常の2年間のOJTの場合は変更届の提出不要)

## 必要書類

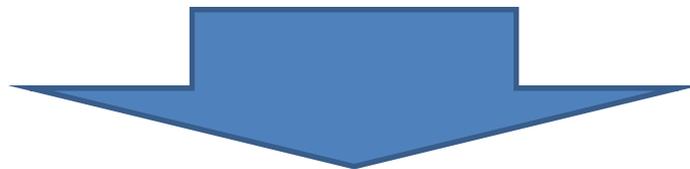
- ①変更届出書(様式第3号)
- ②組織体系図
- ③経歴書(参考様式3)
- ④勤務形態一覧表
- ⑤サービス管理責任者基礎研修修了証の写し
- ⑥相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了証の写し
- ⑦実務経験証明書の写し
- ⑧資格証の写し

# サービス管理責任者のOJT期間短縮について

OJT期間短縮者は、サービス管理責任者の下で個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う必要があります。

## OJT期間短縮者の業務

利用者への面接の上アセスメントを実施、  
個別支援計画の原案作成、サービス管理責任者等が開催する  
個別支援計画の作成に係る会議への参画(モニタリング含む)



OJT期間中に少なくとも概ね計**10回**以上行うことを基本とする

# サービス管理責任者のOJT期間短縮について

注意

実務経験証明書において、**基礎研修受講時点**で実務経験を満たしていることが必要です。※届出日時点ではない

注意

遡及での届け出はできません。

注意

勤務形態一覧表の資格欄にOJT期間中であることを記載してください。

例：生活支援員（OJT期間中）

# 利用者から徴収する費用について

- ① 食材料費
- ② 家賃
- ③ 光熱水費
- ④ 日用品費
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（以下「その他の日常生活費」という。）

## 注意

余剰金は、他の費目に充当するのではなく、利用者に返金してください。

**不可**の例：食材料費の余剰金を光熱水費に充当する等

※恒常的に余剰金が生じるor費用が不足する場合は、  
運営規程の金額変更をご検討ください

## ⑤の注意点について

⑤について、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取り扱いについて(平成18年12月6日 障発第1206002号)」を元に設定してください。

- ・個々の利用者の希望に基づいていること  
※一律提供は不可
- ・個別具体的な費用であること(曖昧な表現は×)

代行手数料

交通費実費

- ・事業所と利用者の両方が利用するサービスは両者で案分すること

Wi-Fi利用料

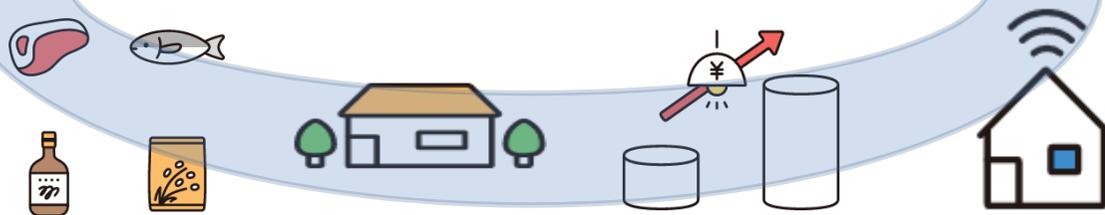
光熱水費

※疑義等がある場合には事前に障害福祉課にご相談ください。

# 費用の徴収可否について(具体例)

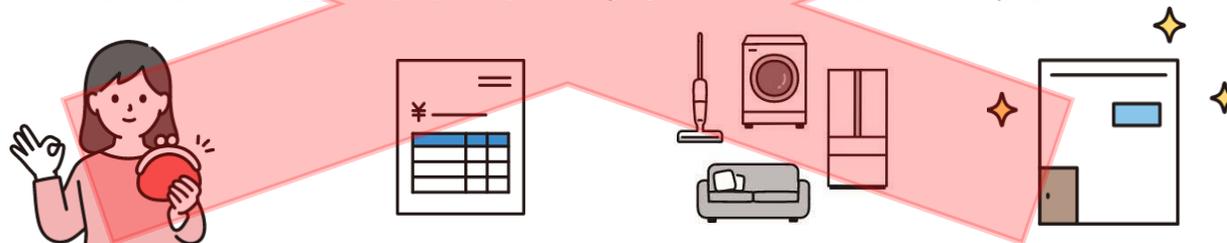
## 徴収可能なもの

食材料費、家賃、光熱水費、日用品、交通費実費、Wi-Fi通信料



## 徴収不可なもの

管理費、事務手数料、違約金  
家具・家電の買い替え費用、リフォーム費用



# 就労選択支援について

## 1.本サービスについて

- (1) 障害者本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先・働き方の選択を支援するサービス。
- (2) 令和7年10月1日よりサービス開始予定。

(3) 就労選択支援では以下のような業務を行う。

a. 作業場面等を活用した状況把握(アセスメント)

b. 多機関連携によるケース会議

(多機関とは、市町村、計画相談支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、医療機関、教育機関等)

c. アセスメント結果の作成

d. 事業者等との連絡調整

e. 【随時】本人への情報提供

(地域の雇用事例、就労支援に係る社会資源)

## 2.利用者について

### (1) 支給決定期間

- 支給決定期間は原則1か月（最大で2か月）。

### (2) 対象

- 就労継続支援B型の利用意向のある者  
（令和7年10月以降、B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用しなければならない）
- 就労Aの利用意向のある者及び  
（令和9年4月以降、A型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用しなければならない）

## (2) 続き

- 就労移行を標準利用期間を超えて利用する  
意向のある者  
(令和9年4月以降、就労移行の利用申請前に、  
原則として就労選択支援を利用しなければならない)
  
- 既に就労継続支援、就労移行支援を利用しており  
更新の意向のある者  
(本人の希望に応じて利用が可能)

### 3.事業者について

#### (1) 指定要件

- a. 既に就労移行支援又は就労継続支援の指定を受けた事業者
  
- b. 過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の企業等に雇用されたもの、その他これらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると都道府県知事等が認めた事業者。

## (2) 人員配置

- a. サービス管理責任者 配置不要  
→ サービス利用は短時間が想定されており、個別支援計画の作成が不要なため。
  
- b. 就労選択支援員 15:1以上  
→ 就労選択支援員養成研修の修了が要件  
(経過措置あり)

#### 4.新規指定スケジュール(10月開始の場合)

- (1) 図面相談 7/15 ✕
- (2) 指定申請 8/8 ✕
- (3) 指定日 10/1

※厚労省ウェブページ等に掲載される  
就労選択支援関連情報にご注意  
いただきますようお願いいたします。